令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 中部福祉会				
監査の種類	社会福祉法人指導監査				
監 査 実 施 日	令和6年11月6日				
実地・書面の別	実地				
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課				

総評

- ・理事と法人との利益相反取引については、理事会で審議の上、承認を受けること。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切に計算書類を作成すること。

文書指摘事項				是正・改善状況報告
1	令和6年3月11日			
	月27日開催の評議員	会においてディ		
	センター(第二種社会	会福祉事業)の紀		
	て承認され、定款変更	更事由が生じてい		
	かわらず、当該定款	変更に係る手続る	きが行われ	
	ていなかった。			
	ついては、速やかり	こ定款変更の手続	売きを行う	
	こと。			
	(法第31条、第45条	その36) (定款第1	1条、第10	
	条、第13条)			
	(施行規則第3条)			
2	貴法人と貴法人理	!事が経営する会		
	において、利益相反]	取引に当たる教育		
	務に係る業務委託契	!約を以下のとま	3り締結し	
	ていた。			
			())(()	
)/	亦田 亦田公	(単位:円)	
	当初 当初 当初 当 初 契約日 契約額	変更 変更後 契約日 契約額	契約期間	
	H30. 7. 31 180, 000 H		(満期) 3年間	
		30. 11. 6 250, 000	5年間	
	R3.11.15 70,000 令和3年度に実施			
	取得 3 年度に美胞 該契約が利益相反取		•	
	れを受けて令和3年			
	おいて、当該利益相が			
	報告を受けたところ			
	しかしながら、平原	•		
	託契約は、既に令和			
	了しているにもかか			
	取引が行われていた。			
	また、令和3年度は	•		
	ついて、当該理事が			
	の義務と契約内容の			

更契約を行う予定との報告を受けたところで あるが、当該変更に係る理事会での審議又は報 告を行ったことが確認できなかった。

ついては、理事会において根拠なき取引を行っている状況や適正な契約内容案を検証の上、 当該会社と随意契約を行う必要性など、利益相 反取引につき重要な事実を理事会に開示し、本 件契約の必要性及び妥当性、契約額の適正性の ほか、特定の理事に対する特別の利益の供与に 当たるか否かについても十分検討した上で、本 件利益相反取引の適否の承認を受けること。

特に、理事会での審議又は報告にあたっては、以下の点に留意すること。

- (1) 利益相反取引が継続的な取引であり、 内容の変更その他理事会が承認するに当たっての重要な事実の変更を伴わない限り、毎年度承認を受ける必要性は乏しいことに鑑み、将来にわたって本件利益相反取引を行うことにつき理事会で承認を受けること。
- なお、この承認に係る議決に当たっては、本件 利益相反取引に特別の利害関係を有する理 事は議決に加わることがないようにすると ともに、議事録の記載事項として、決議を要 する事項について特別の利害関係を有する 理事の氏名を明記すること。
- (2) 本件利益相反取引に関する重要な事実 の理事会への報告は、毎年度末の理事会で定 期的に行うこと。

(法第27条、第45条の14)(法第45条の16第4 項において準用する一般法人法第84条)(経 理規程第67条)

- 3 法人が理事長及びその親族が所有する土地 を借りるにあたり締結した賃貸借契約につい て、次の点につき不備等があった。
 - (1) 当該賃貸借契約は、理事長との利益相 反取引になるにもかかわらず、その契約締 結にあたって理事会における所要の承認 を受けていなかった。
 - (2) 当該賃貸借契約額が他の所有者との 契約額と比べて高額であることから、適正 性、妥当性について疑義が生じた。

ついては、理事会において、当該契約につき 重要な事実を開示し、契約の必要性及び妥当 性、契約額の適正性、これまでの支出の妥当性、 特定の理事に対する特別の利益の供与に当た るか否かについても十分検討した上で、当該利 益相反取引の適否の承認を受けること。 なお、理事会承認に当たっては、利害関係を 有する理事は議決に参加できないことに留意 すること。

(法第27条、第155条)

(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条)

また、上記以外の継続的な土地の貸借契約についても、その契約期間中に必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。

加えて、有償契約であるにもかかわらず使用 貸借(無償使用させること。正しくは賃貸借) と表記している契約があり、契約内容と齟齬が 生じているものがあるので、適正な契約書の作 成に努めること。

(入札通知1(3)、(4))(経理規程第67 条~70条)

4 社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算 準拠主義が求められるところ、北栄拠点区分、 湯梨浜拠点区分、倉吉拠点区分において決算額 が予算額を超過している科目があった。

(具体例) (単位:円)

拠	勘定科	予算	決算	差異
点	目			
北栄	拠点区分	24, 000, 000	30, 095, 459	$\triangle 6,095,459$
拠点	間繰入金			
	支出			
湯梨	拠点区分	11,000,000	17, 174, 823	$\triangle 6, 174, 823$
浜拠	間繰入金			
点	収入			
湯梨	拠点区分	13, 000, 000	31, 807, 486	△18, 807, 486
浜拠	間繰入金			
点	支出			
倉吉	拠点区分	14, 000, 000	24, 928, 574	$\triangle 10,928,574$
拠点	間繰入金			
	収入			

ついては、予算変更の必要がある場合に は、補正予算を調製し、理事会の承認を受け ること。

また、補正予算を調製することを要しない軽 微な乖離の範囲については、規程や予算等にお いて定めておくことが望ましい。

(留意事項2(2))(経理規程第20条)

- 5 契約事務について、次の不備があった。
 - (1) 随意契約において、エアコンの取替など相見積りを徴していないものがあった。 ついては、価格により行うものの場合は、 3社以上又は2社から見積りを徴し、適正 価格による契約の確保に努めること。価格 によらない場合にあっては、随意契約する

理由を稟議書等で明らかにすることが望ましい。

(記載例)

○○のため、経理規程第67条第1項第○ 号に該当することから随意契約することと したい。

(2) 契約書の作成が必要な金額の契約(あずま園:庭整備工事(コンクリート敷工事)3,960,000円)につき、契約書を作成していなかった。

ついては、契約の適正な履行を確保するため、契約書を的確に作成すること。 省略する場合は、その理由を稟議等で明らかにすることが望ましい。

なお、当該指摘は、前回も同様の口頭指摘を しているので、改善できなかった要因を分析の 上、必ず改善すること。

(入札通知1(4))(経理規程第67条~第 69条)

6 各3拠点(北栄、湯梨浜、倉吉)の資金収支明細書及びサービス区分間繰入金明細書を確認したところ、繰入元であるデイサービスセンター区分の当期資金収支差額合計に資金不足が生じているにもかかわらず、宿泊サービス区分へのサービス区分間繰入金支出が行われていた。施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものである。

ついては、当期資金収支差額合計の資金不足 に相当する繰入金については、繰入元に戻入を 行うこと。

当該指摘については、過去にも同様の指摘を しているので、改善できなかった要因を分析の 上、必ず改善すること。

(老発第188号第2の3 (1)、第3の1)